

吉見農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書

(1) 農用地利用計画の変更案

農用地区域からの除外

事 案 番 号	所在地 (大字、字、地番)	除 外 事 由 (利 用 目 的)	備 考
1	吉見町大字谷口 字西耕地 261-1、262-1、263-1、 263-2、264-1、265-1、 265-2、265-7	ガソリンス タンドの建 築のため	・第13条2項の1について、必要性、適当性、非代替性は適当である。 ・第13条2項の2について、地域計画の達成への支障はない。 ・第13条2項の3について、農業利用への支障はない。 ・第13条2項の4について、農用地の利用集積への支障はない。 ・第13条2項の5について、土地改良施設への支障はない。 ・第13条2項の6について、農業公共投資の効用確保は適合している。

(2) 吉見農業振興地域整備計画の変更理由

ガソリンスタンドの建築の案件については、計画・規模ともに適切であり周辺農地への影響も少ないことから除外するものとする。